

平和と社会事業教育

——第二回国際社会事業教育会議に参加して——

井 岡 勉

はじめに

一九八六年国際社会福祉東京会議は、八月二七日から九月五日まで、東京において二四年ぶりに開催された。この会議は第二回国際社会事業教育会議（IA、八月二七日～三〇日、主会場・こどもの城）、第九回国際ソーシャルワーカー・シンポジウム（IF・前記と同じ日時、主会場）および第二回国際社会福祉会議（IC・八月三一日～九月五日、主会場・京王プラザホテル）の三会議から成る。参加者は八二カ国、二、五二八名（海外一、三一七名、国内一、二二一名）を教え、またこれと関連して全国一〇カ所の地方集会には約五千名が参加した。^①

このうち私はIAとICの両会議および一部の地方集会に参加した。この種の国際会議に参加するのは初めてであり、多少とまどうこともあったが、参加して得るところが大きく、視野を広げる貴重な体験となった。本稿ではこのうちIA会議（三九ヶ国、約四百名参加）についてのみとりあげ、会議に参加して私なりに学び、考えたことのいくつかを記すものとした。

一、I A 会議の意義

第二三回 I A 会議の主題は、第九回 I F 会議と共通で、「平和をめざす社会と人間的関係の構築」であった。その趣旨、目的は次のように述べられている。⁽²⁾

「飢餓と病氣、暴力と恐怖、無視と差別に苦しむ犠牲者を救助することは、人間の尊厳を脅かすこれらの諸要因をとり除こうとすることと同じく、世界のすべての人びとと諸科学にとつて共通の責務である。」「今日の危機に立つ世界にあつては、平和を実現し維持することは人類の第一義的なねがいである。サービスの仕組みが個人、家族、団体、地域社会のいづれに向けられるにせよ、あるいはそれらの組み合わせであるにせよ、教育者やソーシャルワーカーは、自分たちの事業活動を内容と供給の両面から注意深く調べてみるよう心がけねばならない。」「第二三回 I A 会議と第九回 I F シンポジウムは、これらの課題の意味あいを、社会事業教育および実践の一環として、平和をめざす社会と人間的関係を構築するという観点から、論議する機会を提供しようとする。一九八六年は国連によつて宣言された国際平和年である。本会議は、社会事業教育者やソーシャルワーカーにとつて、社会事業に関するグローバルな視点から、平和を確立し生活の質を確保するという究極の目標を追求していくために、かわり方を新たにさぐる好機である。」

戦争は国土を荒廃させ、民衆の自由と権利を奪い、混乱と窮乏、生活破壊を累積し、多数を殺傷せずにはおかない。戦争こそ反福祉の極みである。平和は福祉の前提である。また福祉は平和の条件である。このことは、かつて無謀な侵略戦争をひき起こし、広島・長崎に原爆投下をうけて敗戦したわが国においては、痛痕の教訓であるはずである。

ところが現実には、平和憲法は空洞化され、米国の対ソ軍事戦略に組み込まれて、軍事費の増強と福祉の切りすて、解体が進められている。経済大国日本として、「繁栄」「豊かな生活」「中流化」の宣伝とはうらはらに、国民の労働・生活・福祉への配分は停滞・低下し、それをテコとした各国へのなりふりかまわぬ経済進出(侵略)は、国際的な非

難の的となっている。また世界は超大国間の緊張を軸として核戦争の脅威が広がり、地域紛争は頻発し、南北格差は拡大している。

こうした切迫した内外情勢のなかで、わが国において平和と福祉とを一体的かつグローバルにとらえて論じ、実践追求する動きは意外に乏しいといわざるをえない。このときI A、I F両会議が平和をテーマとして、東京で開かれたことは、問題の重要性への認識を強くよびますうえでも大きな意義をもつといつてよい。

二、平和と福祉の挑戦課題

さてI A・I F合同の開会基調講演は八月二七日夜、前記主題のもとにR・A・アキンデーレ (Akindete) ・ナイジエリア国際問題研究所教授によって行われた。その要旨は次のようであった。⁽⁴⁾

(1) 両会議の主題設定への課題意識は、「永続的、耐久的な世界平和を実現するためには、平和の殿堂を支える社会機構を建設、強化していくほかはない」という「広く普及した絶対的確信」にある。

(2) 「核戦争」「核戦争の脅威」のもとで戦争を防ぐ有効な砦は、人間の心の中に築くよりもっと広い基盤の上に築かれねばならない。

(3) 平和は単に「争いのない状態」ではない。平和への探究は、「法と秩序の探究」をこえて、「悪平等でない公平な社会的調和」「正義をともなった平和への探究」でなければならぬ。

(4) 平和は開発の別名である。開発途上国にみられるごとく、経済的に貧しく停滞した社会秩序は、安定した平和な社会になり難い。

(5) 経済開発には生産性と公正な配分の二側面があり、後者に対するソーシャルワーカーの任務と挑戦課題が大きくなっている。

(6) 平和への探究は、あらゆる国、経済体制、人種にとって集団的な「共同責任」となった。

(7) 紛争の管理・解消機構、方式の存在をよそに紛争が絶えないのは、「国家主権」の原理と「国際的連帯」の現実との矛盾による。紛争傾向は、社会的、経済的、文化的、人種的、イデオロギー的異質性から生じる。

(8) 社会的、経済的、政治的分野での人権の尊重は、立派な人間関係の永続機構を築くための絶対必要条件である。「機会平等」の原則こそ、職業的ソーシャルワーカーの任務遂行の活力とエネルギー源である。

(9) ソーシャルワーカーの大きな挑戦課題をめぐって、①富や物質の平等な配分を可能にする政治機構にどう参加していくか、具体化する必要がある。②開発途上国とくにアフリカで工業化、都市化の影響で大家族制度が崩壊しつつあり、公共の援助と介入とともにソーシャルワークの必要性が高まる。③複雑化する都市社会のなかでソーシャルワーカーの幅広い訓練とそのための学際的な研究教育の強化が必要となる。

(10) 人類最大の挑戦課題は「異質的、矛盾的、競争的な社会、政治、経済体制のなかにおいて、強固な社会機構による平和をどう建設するか」である。それは「社会正義、機会均等、相互尊重、寛容、そして基本的人権の各原則に基づいて、立派な人間の関係を建設、開拓していくことが絶対に必要」ということにほかならない。ソーシャルワークにとって最終的な挑戦課題は、この運動に対して不可分一体となり、最前戦に立つて活動することである。

みられるように、アキンデーレ教授は、第三世界の視点から、積極的平和への探究課題として、平和を脅かす土壌となる不公正、不平等な社会経済状況の是正を強く訴え、開発における公正な配分にかかわるソーシャルワーカーの挑戦課題を明らかにし、とりわけ人間尊重の精神に立って「機会平等の原則」をあくまで追求することが社会的調和と平和に結びつくことを示唆している。これらの提案は、南北格差の現実をふまえているだけに重いひびきをもち、説得力があるといえよう。同時に、不公正や不平等は第三世界のみならず、先進国の内部にも広く存在しており、ソーシャルワークにとって依然重要課題であることを再認識させられよう。

次に I・A・I・F 合同の アイリーン・ヤング ハズバンド 記念講演 (社会事業教育の先駆的指導者、故 アイリーン・ヤング ハズバンド 女史 1902-1981. の業績を記念して命名された) は、八月二八日午前、D・E・ウッズワース (David E. Woodsworth) ・マクギル大学名誉教授により「福祉・ソーシャルワークおよび平和」と題して行われた。その要旨は次のようであった。⁽⁵⁾

(1) ソーシャルワークの理論と実践の展開に米国および欧州が絶大な影響を与えてきた。この「ソーシャルワークの輸出」は世界の力関係の反映であり、新しい形の植民地主義である。西洋のソーシャルワークは貧しい国に対して全く不適当かもしれず、同様に豊かな国の貧しい人びとにもよくない可能性がある。

(2) 資本主義世界を支配する必要条件は「利潤」であり、「生産性」の目標が「人間的必要」に優先している。経済の目標と人間の必要とのアンバランスは社会主義国にもみられる。現代の新しい植民地主義は、国と国との関係でなく経済体制の問題、つまり「生産」が「人間」をしいたげる関係である。

(3) 生産性優先から生じるショック、緊張の一部を埋め合わせる手段に利用されているのが「福祉対策」、ソーシャルワークである。

(4) ソーシャルワークと重要なつながりのある資本主義的生産の主要側面は、①利潤を目的とし、②労働力が生産の大きな要素となり、③利潤のための交換が「競争」をとまなうことである。「競争」は「自己利益」と「結果の不平等」を前提とする。さらに弱肉強食を経て「権力の独占」につながる。

(5) 資本主義のもう一つの側面は、生産に関する方法論が「物の生産」から「人間関係」に延長され、人間関係が「生産」の物指しで測られるようになった。

(6) 政治に参加する権利は、福祉そのものの重要な一部をなすと同時に、経済的独占を抑える有力な対抗手段でもある。権力としての強制力、経済力等が「福祉」として感じられるのは、倫理的な規範に裏づけられ、「公正」と見なさ

れる場合に限る。

(7) 福祉対策や社会サービスは「利潤のための生産」の枠内で組織・運営されてきたため、不平等が生じ、社会的不公平の意識が芽ばえてきた。一方で福祉対策は「金がかかる」と非難されてきた。

(8) 福祉を「利潤のための生産」に従属させると、①大きく被害をうけるのは、労働市場で差をつけられた人びと、労働市場から押し出された人びとである。②社会サービス提供組織も「コスト利益」の形で有効性を立証するため、「何が必要か」の定義を変え、目的や対象者の定義まで変えてしまう。③ソーシャルワーカーや対象者の態度、感情にも影響を及ぼし、権威主義的關係を「正常」視するようになる。④権威主義志向から「専門家」「職業化」への傾向が生じる。この行動モデルは倫理的、技術的理由からも「ソーシャルワークには全く不適当なもの」である。

(9) 世界の根本問題は「生産」自体より「分配」の問題だが、社会事業教育はまだこれに取り組んでいない。「実用効果の夢」志向と「政治体制との対決回避」志向は現場実習やカリキュラムに反映している。その結果、ソーシャルワーカーは対象者から嫌われ、恐れられ、権力側から「政策の手段」としてさげすまされる。

(10) 当面の第一歩として、①施設の方針決定に対象者の支配的発言権を与える方法を考えてみたらどうか。②カリキュラム作りに対象者と学生を参加させるべきだ。③「ソーシャルワーカーによるスーパービジョン」でなく、対象者がスーパービジョンすべきである。

(11) 職業的専門家としての「頭の硬直化」から脱出する解決法は「女性」が握っている。多くの女性は「力の平等化」と「意思決定への参加」からしめ出されてきた。女性が完全な権限をもつよう求めることが最善の方法である。女性の公平のためのみならず、女性の方が男性より「必要な行動を起こす可能性が高い」からである。

ウッズワース講演は、広い社会体制論的視野に立って、「利潤のための生産」の論理に規定された既存の福祉対策、ソーシャルワークとその教育の枠組、価値、役割の本質と問題点を明らかにし、根定からの反省総括と発想の転換を迫

るものであった。その意味で十分刺激的、挑戦的であり、聴衆に感銘とともにある種の衝撃を与えたことは確かであった。たとえば、同博士は講演のなかで「職業専門家」的行動モデルは「ソーシャルワークには全く不適当なもの」と断定し、さらに「専門化」「職業化」傾向を助長しているのは「大部分のソーシャルワーカーが少くとも西洋では中産階級の出身だ」という事実をあげ、「私たちが『生産体制』のなかでの成功例を代表し、その受益者である限りにおいて、逆に生産体制の枠内で落ちこぼれた人びとの物の方や必要を理解することは、それだけ困難になるはずである」と敷衍している。この痛烈な指摘を参加者はどううけとめたのであろうか。

この講演直後、円卓会議が開かれたが、そのうち私が参加したグループでは、ウツズワース講演の基調、提起に共感、賛同する声があがっていた。しかし、ワーカーと対象者、男と女いずれであっても「一方が他方を支配する関係になるとよくない」とのうけとめ方もあった。実際、伝統的なソーシャルワークからすれば、対象者によるスーパージョーンへの転換などは、およそ成立し難いものではあるまいか。しかしアキンドール講演と基調において一致をみせるウツズワース講演の視点と方向づけは、平和への福祉、ソーシャルワーク実践とその教育をおしすすめていくうえで、重要な教訓を含んでいるといわねばならない。ただ、福祉、ソーシャルワーク（教育）をめぐる体制制約的特質を鋭く分析しているにもかかわらず、その解決方法が対象者、学生の参加、およびフェミニズムへの期待にとどまっているのは、ややもの足りないように思われる。変革の視点に立って、これらの勢力の運動を位置づけ、福祉労働者および広汎な働く民衆の福祉と平和への連帯行動に結びつく展開方向を示してはしかなかったと思う。

三、社会事業教育の諸傾向と平和

IAの論文発表部会と課題別集会は二八日・二九日午後、同時に行われた。論文発表部会は、次の一〇テーマごとの部会編成となった。①価値と概念②平和をめざす社会福祉実践③平和をめざす社会事業教育④社会事業教育における重

要な局面⑤先端的な社会事業教育⑥家族にかかわる社会事業教育⑦地域にかかわる社会事業教育⑧専門職への挑戦⑨カリキュラムと教育内容の発展⑩実習とスーパージョン。発表論文は世界各国から約百本の応募があり、うち約七〇数本が選別された。全体として高い水準の発表論文が寄せられたという。課題別集会は、四つのテーマ(①国際基準②認定制③女性社会事業教育者問題④執筆技術)ごとにグループ討論が行われた。

私は論文発表部会のうち、「先駆的な社会事業教育の実践」(二八日分)、「地域にかかわる社会事業教育」(二八日、二九日)に参加した。前者の部会では、①自然システム準拠枠を導入した「ソーシャルワーク概念規定への試み」(カルガリー大学・R・ラムゼイ Ramsey 報告)、②日米の老人援護システムの比較を試みた「社会的ネットワークを用いたソーシャルワーク実践」(テネシー大学・平山他報告)、③小集団、視聴覚、現場実習等の方法を積極展開して効果をあげた「伝統的教育を受けた学生への新しい教育法」(輔仁大学・L・L・G・シュー Steau 報告)といった先駆的各種報告と質疑応答が展開された。

地域部会(二八日分)では、①ソーシャルワーカーが地元に戻ってうまく実践するために必要な準備教育の経験を総括した「コミュニティに根ざした実践」(パプア・ニューギニア大学・M・オロリンズ Meav O'Collins 報告)、②米国とメキシコの国境周辺でソーシャルワーカーが介入する社会計画プログラムを分析した「コミュニティ・オーガニゼーションの評価」(サン・ディエゴ州立大学・J・B・ケリー Kelly 報告)、③農村・都市のセマウル運動教育を紹介した「韓国における地域福祉教育」(釜山大学・S・J・シン Shin 報告)以上三報告が行われた。いずれも各国の状況・地域基盤に対応した特徴的なコミュニティ・ワーク(教育)として、興味深い報告であった。

二九日の地域部会は地域と平和を結びつけた論文発表予定四つのうち、実際には二つだけの発表となった。オーストラリアにおける平和問題への地域的アプローチの試みを紹介した「それは誰も関心だが、誰の責任でもない」(クイーンズランド大学・A・D・ケリー Kelly、S・ソウエル Sewell 報告)、および英国のグリナム・コモン女性平和運

動を分析した「女性組織化・コミュニティ・ワークとしての意義」(ワーウィック大学・L・ドミニネリ Dominelli 報告)がそれであった。ここでは私の興味・関心をひいたドミニネリ報告を少しとりあげてみよう。

グリナム・コモン女性(G・C・W) 平和運動は、一九八一年八月、英国における巡航ミサイル基地設置に反対するカーディフからグリナムまでの行進のあと、ごく普通の女性たちによって自発的に創設されたものである。GCWは、平和キャンプを拠点に、より自由、平等かつ集合的關係をとり結び、核兵器の破壊性と個人の日常生活の喜びとを対照させて創意的に運動に参画し、フェミニスト非暴力の立場を貫いてたたかっている。一九八二年二月のデモでは、三人の女性とそれぞれ思い思いに書いた個人声明が基地をとりまいた。権力側の対抗もきびしく、強固であるが、GCW支援と連帯の輪は広がっているという。

このユニークな運動の、コミュニティ・ワークに対する意義は、①女性だけのスペースを創り出していること、②既成の性別の絞切り型行動様式に挑戦していること、③ワーカーとグループ成員との相互關係を改変していること、であるとドミニネリ女史は指摘している。ひるがえって日本においては、このような平和運動へのかかわりをコミュニティ・ワークとして認知し、推進し、また教育しうる基盤や条件や姿勢がはたして存在するであろうか、正直いって考えこまざるをえなかった。

論文発表部会のうち、「平和をめざす社会福祉実践」および「平和をめざす社会事業教育」両部会に参加できなかったのは残念であったが、「実践」部会の発表論文名と発表者の所属国名は次の通りであった。「ソーシャルワークと平和」(西ドイツ)、「貧困の緩和におけるIRDP(統合的農村開発計画)」(インド)、「協働による平和の建設」(ウガンダ)、「社会平和にとってのソーシャルワークの貢献」(オーストリア)、「ソーシャルワークの実践の新しい役割」(インド)、「福祉/戦争の絶望世界への対策」(カナダ)、「教育」では「ソーシャルワーク実践のための東南アジア難民教育」(米国)、「難民施設で働く東南アジア系米国人ワーカーの精神衛生訓練プログラム」(米国)、「平和のための

社会事業教育」(スウェーデン)、「オーストリアとハンガリー」(オーストリア)。

これによっても、平和をめざす社会福祉実践とその教育は、すでに欧米、アフリカ、南西アジア等の各国において意識的に取り組まれていることがわかる。日本からの報告が欠落していることは、この面での立ち遅れの現実を反映しているといえようか。一昨年スウェーデンを訪れたとき、セツルメント運動においても青少年に対する平和教育を重点として全国的に展開していて、日本の取り組みの遅れを痛感させられたことがある。

世界五圏域の社会事業教育に関するパネル討議は二九日午前、「世界的視野と地域における実践」をテーマとして行われ、五圏域の各代表者が報告した。⁽⁷⁾ まずE・マキシム・アンクラ(E. Maxime Ankrab)・ビショップ・タッカー・セオロジカル・カレッジ教授によるアフリカからの報告では、貧困、人口増大、飢餓、外債、戦争と病気など「アフリカの危機」の原点に「物質的、財政的資源の流出」による「資本の欠乏とその内部蓄積能力の欠如」があると指摘し、その回復に「平和の環境」がとくに必要であるとし、また人間のための「開発」が訴えられた。そしてこの問題は「世界的につながっている」なかでのアフリカ現地への影響であることを指摘した。さらにアフリカのソーシャルワークは西洋のモデルを安易に採用したため、公共的「現実」と個人的「目的」の世界は分裂しており、全地球的およびアフリカ現地の平和と生存の課題は、この点で本質的な統一の回復を必要としていると強調した。

アジア西大洋からの報告は、T・L・メンドーサ(Thelma L. Mendoza)・フィリピン大学教授によって行われた。同教授の圏内九カ国社会事業教育者を対象とする調査結果によって、最も重大な平和関係問題は、①貧困と搾取、②家族危機、③人種・文化紛争、④暴力・テロであり、大部分の社会事業学校ではこれらの問題を扱っていること、社会事業教育(実践)として社会的・政治的行動とりわけ「開発」問題により活発にかかわるべきとのコンセンサスがあること、平和推進アドボカシーのため他団体等と協働する社会事業教育組織指導者の役割が強調されたこと、カリキュラムの「西洋化」が踏襲され、理論構築と国情に即した文献が欠乏していること、などが明らかにされた。

欧州からの報告は、H・J・ブラウン (Brauns)・ベルリン社会福祉専門大学教授によって行われた。欧州各国では社会事業教育は教育制度や福祉政策の改革によって大きな変化を経験してきているが、欧州の特徴として、①一九七〇年代以降、ほとんどの国で社会事業の課程が一般教育課程に変わった、②社会事業教育を高等教育機関に統合しようとする傾向がある、③社会事業と社会事業教育に「欧州化」の傾向がある、ことなどがみられるという。

中南米からは、ニディア・マリア・カスティヨ (Nydia Maria Castillo)・ラテンアメリカ社会事業学校連盟会長により報告された。同女史は、中南米ではソーシャルワークの専門教育は、その量的規模(二五〇以上の学校、七万人の学生)からしても、また国民生活の実際に触れ、とくに低所得層の生活と変化に取り組み必要性からしても、きわめて大きな重要性をもっている指摘した上で、社会理論教育の重点として「国家とその社会政策がどのように機能するか」を知ること、方法論における「社会研究」重視の姿勢などを含めて、教育方法・内容の詳細な説明を行った。

北米からは、メルル・C・ホーケンスタッド (Merl C. Hokenstad)・米国社会事業教育協議会会長より、近年米国の主要傾向として、①福祉分野での資金の削減と雇用機会の減少がみられ、これに对学生資金援助の縮小も加わって、応募学生の減少と入学選抜者の縮小現象が生じている、②教育プログラムも資源不足に影響されている、③現役ソーシャルワーカーのパートタイム研究プログラム、老人分野や営利産業分野でのソーシャルワーカーの雇用機会の創出、増大に対するカリキュラムが大きく注目されている、ことなどが報告された。

以上の各報告は、各圏域の経済社会・政治状況とソーシャルワーク教育の課題、特徴を表していて参考になった。とくにアフリカからの報告は、「先進国」関係者に対しても、「世界的つながり」の視点からアフリカ問題を「わが身の問題」として一体的に再認識することを迫ったものといえよう。またソーシャルワークと平和の追求との関係をアフリカの現実をおさえて提起している。アジア西太平洋からの報告も、平和への脅威になる重要な問題が南北格差を反映して具体的に提示されている。また平和への社会事業教育リーダーへの行動提起は、真摯にうけとめられるべきである

う。さらにアフリカもアジア西太平洋も、「ソーシャルワーク（教育）の西洋化」の弊害を自覚している。米国的影響から自立してきているのは欧州である。当の米国ソーシャルワーク（教育）は福祉削減等の影響で後退を余儀なくされて、かつての勢いがみられない。日本の場合、ソーシャルワーク（教育）は、はたして自立できているのかどうか、世界的視野に立っての見直しが必要であるといわなければならない。

IAのプログラムの合間をぬって、IA総会が開かれ、とくに南アフリカの「アパルトヘイト」に対する抗議として、南アフリカ加盟校を除名すべし、という北欧ブロックからの動議をめぐって、二回にわたり白熱した討議が展開された。その結果、除名決議は否決され、IAとして南アフリカ加盟校の国内でのたたかいを支援することとなった。具体的局面で国際的共同行動を組むことのむずかしさとIA組織の穩健性を示唆している。

四、IA会議の総括

三〇日夕方よりIA、IF合同で閉会式が行われ、阿部志郎・横須賀基督教社会館長の閉会講演「いのちを愛し、平和を求めて、これを追え」がなされた。その大要は次のようであった。⁽⁸⁾

(1) 現代社会の特色の一つは世界の激しい「変化」である。日本はその代表例である。日本社会の変化は、貧困から繁栄への発展であるが、その発展には「光」と「影」の二つの面がある。

(2) ソーシャルワーカーは、これからも激しい変化への対応を迫られ、そのため不断の成長を必要とし、その生涯教育の一環として高等教育を位置づける検討が求められる。

(3) 世界は南北の両極に分かれているが、相互に「光」と「影」の部分を学びあい、協力の方途を探ることが望まれる。

(4) いまや難民、貧困、核兵器などは一国では解決できず、国家概念と国民利益をこえて、問題を国際的に認識し、共

同行動をとらねばならない。

(5) ソーシャルワーカーにとって、平和とは単に戦争のない状態をさすのではなく、すべての人の人格が認められ、苦しみのない状態の実現である。なににもまして、生命の尊重が優先される社会をつくり出すために、ソーシャルワーカーの積極的意志と努力が問われている。

(6) ソーシャルワーカーの社会に対する態度は、①「社会から一步遅れて」、②「社会に一步先んじて」、③「社会とともに」、④「社会に逆って」、の四つに分類される。

(7) 社会事業教育機関は、このようなソーシャルワーカーを養成し、現業に送り出すため、哲学と倫理の基盤を重視しなければならない。

(8) 「いのちを愛し、平和を求めて、これを追え」

阿部講演は、「平和」をテーマとした I A、I F 会議をしめくくるにふさわしい格調高い内容であり、聴衆の胸に深い感動をよびおこし、明日からの行動への確かな道標をさし示すものであった。

さて全体として、I A 会議は私たちに何をもたらしたのか、個人的な関心にひきつけて私なりの総括をしておきたい。

まず第一に、この I A 会議を通して、平和とは何かが福祉の立場から問い直され、その課題と目標は福祉と一体的関係にあることが確認されたように思う。平和のとらえ方としては、単に戦争のない状態は消極的平和にとどまり、平等と社会正義の実現を通して、人間の尊厳の回復および民衆の生活安定・向上をめざす国内的・国際的努力こそ積極的平和への方向であることがしばしば強調された。しかしそのことは、ソーシャルワーカー（教育担当者）が、従来からのルーティーンワークをただ繰り返していけば、自然に平和に結びつくというわけでは決してない。世界の一環としての認識のもと、平和への挑戦課題を明確にとらえて草の根から実践をつみ、国家、国際レベルの共同行動がつながってい

く、目的意識的取り組みを要するのであるまいか。

ところで積極的平和を強調するといっても、直接「戦争のない状態」をつくり出す追求努力の意義と必要を軽視してはならないことも確かであろう。現実には各国軍事力の増強、紛争の頻発、核戦争の脅威が人類の生存・生活への深刻な危機をつくり出し出している。世界の軍事費は年間九千億ドル、約一四四兆円に達する。年間五億ドルあれば、ハンカなどの予防接種をうけずに死ぬ約三百万人の子を救うことができるという。⁽⁹⁾「いのちを愛し、平和を求め、これを追」うべき福祉の立場として、平和のうちに生きる権利の重要性を確認し、軍拡反対・核兵器廃絶と福祉削減反対を結びつけ、国内外の連帯を強めていくことも、当面の重要な挑戦課題に加えられてしかるべきであろう。この点で I A 会議は、切りこみが不足していたと思われる。

第二に、世界各国では平和をめざす目的意識的な社会福祉実践、教育が推進されているのに対して、日本の場合この「実践」「教育」両面で決定的に立ち遅れていることが明らかにになった。「広島と長崎が歴史の転換点になった」(ウヅワース)日本、そして平和憲法をもつ日本として、まことに残念なことではないか。われわれはもう一度平和憲法の前文、第九条および国民の権利・義務条項を読み直し、状況・現実分析をふまえて福祉と平和との緊密な結びつきを再確認し、個人としても社会事業教育組織としても、あらゆる機会を通して目的意識的に平和追求努力を強めていかねばならない。また平和を主題とするコミュニティ・ワーク(教育)が市民権を得て、活発な研究交流なども可能になるような状況をつくり出していく必要がある。

第三に、世界各国のソーシャルワーク(教育)関係者は、従来の他国モデルの輸入方式を反省し、自立化を模索、推進していることが示唆に富む。これに対してわが国の場合、いまだにソーシャルワーク理論の「輸入」にたより、他国先端モデルの追求にあけくれ、その流行にふり回されているかのような状況さえある。その結果、新しい概念や用語だけが未整理のまま次から次へと飛びかい、消長し、わが国の現実からますます遊離していく傾向を生んでいるのでは

ないだろうか。世界的視野に立ちつつ、わが国の現実問題によく対処しうる自立した理論構築と教育内容・方法の確立へ努力の方向を基本的に切りかえる必要がある。

第四に、右の他国「先端モデル」追求志向が強いにもかかわらず、わが国ソーシャルワークの専門職化は、経済大国の実勢に照してきわめて不均衡なほどに立ち遅れていることが、ますます明白になってきたといえる。今回のＩＦ会議開催の数年前に、日本ソーシャルワーカー協会がやっと再建されたことは、専門職化の基盤の弱さ、不安定さを物語っている。わが国社会福祉主事の任用資格は、基本的にはいまだに一九五〇年代の「三科目主事」のレベルにとどまっている。このレベルアップが当面の緊急課題であることはいうまでもない。日本社会事業学校連盟では、社会福祉専門職員養成基準について二カ年間の検討協議を重ねて策定・決定し、このほど（一九八六年十一月）その「例示科目」について改めて総会決定した。また社会福祉の専門職化へ厚生省はじめ関係方面への働きかけを強めるとしている。各校において「例示科目」を最低基準の目安として、カリキュラムの見直しとレベルアップをはかり、（学生などの参加を得て）熱あり力ある社会福祉専門職員を養成して社会に送り出していくことが望まれよう。もとよりその専門職化は、権威関係をともなう方向ではなく、さきの阿部講演の示すような方向で、社会にかかわり貢献していくソーシャルワーカーの養成でなければならない。

第五に、国際交流の成果をあげておく必要がある。ＩＡ会議の諸プログラムは、各国からの参加者が相互に学び、情報・意見交換を行い、相互理解を深める貴重な場、機会を提供した。また直接交流を目的として、「歓迎レセプション」（二七日開会講演後）、「日本の夕べ」（二八日夜、日本の伝統芸能を紹介）などのプログラムが用意され、参加者の交流がはかられた。私自身にとってＩＡ会議は、欧米のみならず、第三世界の声、意見を直接聞くことができ、そのきびしい現実、苦悩を「世界のつながり」のなかでうけとめることができた。ただこのような国際会議で堂々と自己主張し、わたりあえる識見と語学力の必要性をあらためて痛感した。ＩＡ会議の表舞台で日本人が少なからず活躍したこ

とは心強いが、まだまだ層は薄いように思われる。

IA会議は海外参加者の評価も高く、成功したことは間違いない。この会議を準備し、内外参加者をうけ入れ、スムーズに運営するうえで、在京の会議各委員会の諸先生方をはじめ、多数の関係者、ボランティアの方がたの長期にわたる献身的なご尽力があったことも看過してはならない。参加者の一人として感謝の意を表明しておきたい。

注

- (1) 一九八六年国際社会福祉会議組織委員会『国際社会福祉情報』No.9 一九八六年十一月、四ページ。
- (2) 第二三回国際社会事業教育会議 第九回国際シンポジウム・プログラム(英文)より。
- (3) たとえば福田垂穂論文「社会福祉における平和の意味」(鉄道弘済会『社会福祉研究』第三九号、一九八六年一〇月、所収)は、平和と福祉理念、目標、および方法論の一体的関係について論じている。
- (4) R. A. Akindale, Keynote Address, Tokyo Conference on Social Welfare 1986. より抜く。とめた。
- (5) Eileen Younghusband Memorial Address, Tokyo Conference on Social Welfare 1986. より抜く。とめた。
- (6) Lena Dominelli, Women Organizing — The Implications for Community Work: An Analysis of the Greenham Common Women's Peace Movement, Paper prepared for presentation to the 23rd International Congress of Schools of Social Work.
- (7) 報告要旨は IASSW Inter Regional Panel Discussion, Tokyo Conference on Social Welfare 1986. に収録。
- (8) Closing Address, Tokyo Conference on Social Welfare 1986. より抜く。とめた。
- (9) 『朝日新聞』一九八六年十二月七日付、「天声人語」。

なお本稿では「社会事業」と「ソーシャルワーク」とを同義語として扱った。